写

公売公告第４号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法第９５条の規定により差押財産を公売することを公告する。
国税徴収法第９９条の規定により見積価額を公告する。

令和８年１０月２８日

仙南地域広域行政事務組合
理事長　大沼　克巳

記

公売の日時	入札開始の日時	区分１	令和９年２月５日　午前１０時００分
	入札締切の日時	区分１	令和９年２月５日　午前１０時０５分
公売の場所		仙南地域広域行政事務組合総合庁舎　２階　第二会議室	
公売の方法		期日入札	
開札の日時		区分１	入札締切後即時
開札の場所		仙南地域広域行政事務組合総合庁舎　２階　第二会議室	
売却決定の日時		令和９年　２月２５日　午前１０時００分	
売却決定の場所		仙南地域広域行政事務組合総合庁舎　２階　滞納整理課	
買受代金の納付の期限		令和９年　２月２５日　午前１１時００分	
買受人の資格その他の要件		・公売財産に対する買受適格証明書を取得した者。 ・国税徴収法第９２条（買受人の制限）及び第１０８条（公売実施の適正化のための措置）による者を除きます。	
公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出		公売財産上に質権、抵当権、先取得権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。	
公売財産の表示		公売公告（別紙１）のとおり	
公売保証金		公売公告（別紙１）のとおり	
その他事項		公売公告（別紙２）のとおり	
注意	次順位買受申込者に売却決定する場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

公売公告第４号（別紙１）

公売財産の表示、公売保証金及び見積価額

売却区分番号	公売財産の名称、数量、性質及び所在 公売財産上の賃貸借等の権利の内容	数量	公売保証金	見積価額
1	所　　在　白石市越河五賀字古屋敷 地　　番　19番1 地　　目　畑 地　　積　3,483．00㎡ 以下余白	1	金０円	金355,000円

公売公告第４号（別紙２）

公売公告「その他事項」

1　入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、不動産については登記簿等を閲覧した上で入札してください。

2　入札当日には次のものが必要となりますので、必ず持参願います。

（１）印鑑

※ただし、入札者が代理人の場合は代理人の印鑑、法人の場合は代表者印

（２）入札する公売財産に対する買受適格証明書

（３）陳述書

（４）代理人が入札する場合は委任状

3　一度行った入札は、変更又は取消しできません。

4　最高価申込者の決定前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、その他必要と認めるときは、公売を中止します。

5　見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札したものを最高価申込者と決定します。

6　買受代金の納付前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取り消します。

7　買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消します。

8　公売財産は、買受代金の全額を納付した時に公売財産を取得します。ただし、公売財産が農地法の適用を受ける財産である場合は、農地法第３条若しくは５条による許可を受けたときに、所有権が移転します。

9　地目変更を要する場合は、買受人が行うことになります。

10　公売財産の権利移転につき、登記・登録を要する場合の登録免許税等は買受人の負担になります。

11　仙南地域広域行政事務組合は、公売財産について瑕疵担保責任を負いません。

12　その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。

13　公売財産が土地の場合、境界については隣接地所有者と協議してください。

14　公売公告の内容は、執行機関である仙南地域広域行政事務組合で閲覧することができます。

15　入札者等が自己に関わる情報等を第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、執行機関は何ら補償しません。